

新憲法非制定をめぐる政治

——ザンビアにおける選挙と政党体制——

遠藤 貢

はじめに

世界的にも「民主主義の後退」論が叫ばれてきた2010年代後半の時代、ザンビアでも「民主主義の後退(democratic backsliding)」や「専制化(autocratization)」が、2015年に大統領に就任したルング(Edgar Lungu)大統領下の愛国戦線(Patriotic Front: PF)政権について議論されてきた。2021年8月12日に行われた総選挙(大統領選挙, 国民議会選挙, 地方選挙)においても、大統領選挙においては、選挙不正によるPFのルングの再選の事前予想を覆し、20ポイント以上の差をつける59パーセントを獲得するかたちで、国家開発統一党(United Party for National Development: UPND)のヒチレマ(Hakainde Hichilema)が当選した(表2-1)。

1973年以来の統一民族独立党(United National Independence Party: UNIP)による一党体制にかわり、後に触れる1991年憲法のもとでの複数政党体制下で、同年に複数政党制運動(Movement for Multi-Party Democracy: MMD)政権が誕生し、20年にわたり政権を担った。そして、2011年実施の総選挙における大統領選挙では、2001年の総選挙の際に設立され、2006年選挙、2008年の補欠選挙では敗北したものの、選挙戦略を変更して、「市民社会」¹⁾組織の支持をと

1) 「市民社会(Civil Society)」に関してはかつてさまざまに論じたことがあるが、本章では、きわめて一般的に用いられる政府との一定の緊張関係をもち活動する政府に属さない組織を指す概念として用いる。

表2-1 1991, 1996, 2001, 2006, 2008(補欠), 2011, 2015(補欠), 2016, 2021年
ザンビア大統領選挙における主要政党立候補者得票率(%) (1%以上の得票のみ)

	1991	1996	2001	2006	2008 (補欠)	2011	2015 (補欠)	2016	2021
MMD	75.8	72.6	29.2	42.98	40.83	35.63			
UNIP	24.2		10.2						
ZDC		12.7							
NP		6.7							
AZ		4.7							
UPND (2006年 はUnited Democratic Alliance: UDA)			27.2	25.37	19.96	9.81	46.67	47.63	59.02
FDD			13.2						
HP			8.1	1.57					
ZRP			4.9						
PF			3.4	29.37	38.64	42.24	48.33	50.35	38.71
NCC			2.2						

(出典) Rakner and Svåsand(2004, 52), およびネット上のElectoral Commission of Zambia(<https://www.elections.org.zm/>)の資料より筆者作成。

りつけて勝利したサタ (Michael Sata) の率いるPFへの政権交代が起こった。さらにそれから10年後の2021年選挙では、21世紀に入って以降一定の政治勢力として認知されつつも、地域政党の性格を強く有しているとされたUPNDが勝利した一方で、1991年以降20年にわたって政権を担ったMMDは泡沫政党にその姿をかえるほどの支持を得るにとどまる結果となった。

南部アフリカでは、多くの国々において独立時に政権に就いた植民地解放勢力が政党化し、政権運営が継続的に行われてきた。それに比べ、ザンビアでは、1990年代の「民主化」以降、UNIPが政権を失ってからには政権交代が繰り返されるだけでなく、政権を担った経験がある政党の党勢が著しく失われる状況が続いている。政権交代自体は、1990年代における民主化の移行・定着論が主流であった時期には、民主化の定着の上での好条件ともされてきたが、本章が扱うザンビアの事例は、必ずしもそのように評価はできないと考えられる。

政権交代と政党の浮沈に特徴を有するザンビアにおけるもうひとつの課題に、

1991年以降大きな課題となってきた新憲法制定が一向に進んでこなかったことを挙げるができる。複数政党制に戻った1991年以降、以下でもみるように繰り返し新憲法制定のための委員会の設置と草案作成といった取り組みが行われてきた。しかし、草案作成などの作業までは行われるものの、その後の政治手続きにおいて、結局新憲法の制定は行われず、あるいは草案を大きく変更したかたちで執政府主導のかたちで憲法の一部修正 (amendment) が実施されるといった状況が続いてきた。言い換えると、憲法の一部修正は行われ、さらには「改悪」とみられる修正 (やその試み) はなされてきたものの、新たに準備された、より民主的な政治体制を実現しようとする憲法草案を新憲法として制定する手続きは、その途中でことごとく頓挫してきたのである。その理由・原因はどこにあるのだろうか。日本貿易振興機構アジア経済研究所で行われた20年近く前の研究会での論考における結論部分で、筆者はザンビアにおける当時の政治課題として想定される問題について、以下の点を結論部に記している。

政策的観点にたてば、こうした制度の問題と制度からの逸脱現象に示される問題をいかに克服するかという課題が認識されることになるだろうし、現在のドナーの憲法再検討過程に関する関心も、こうした視点から提起されている。既述のように、今後のザンビアにおける政治体制の性格を考える上で、現在の憲法再検討の過程は非常に重要なターニング・ポイントになると考えられる。それは、憲法をめぐる問題が、まさにザンビアの文脈での権力の取り扱いをめぐるものであり、国家の確立という側面を有しつつ、とりわけ民主主義の実現をより実質的に保障する制度的淵源の形成ともなっているためである。現大統領、そして政府が、どのような内容変更を含んだ憲法を、どのような方法、またどのような時間枠組みのもとで採択するのか。ザンビアにおける一党体制からの離脱を達成し、一定の政治的自由を実現したという意味では評価しうる『民主化』が、最小綱領的民主主義体制を制度的にも政治実践においても構築していく過程としての民主化に至るか否かを判断する上で、上記の憲法再検討が現時点における非常に興味深い政治課題となっていることはすでに指摘したとおりである。[太字は筆者、後述] (遠藤 2005, 33-34)

約20年前に提示していた課題が今日に至るまで依然として残っているのはなぜか。本章では、先に示したザンビアにおける政党と政党体制のあり方を再検討する視座から、20年ほどの時間が経過した時点において、改めてザンビアにおける新憲法制定をめぐる展開してきた政治の意味を検討してみたい。

本章では、1990年代以降の憲法修正を時系列に沿うかたちで検討する作業を行う。第1節ではMMD政権期の憲法修正と政党体制の変容を検討する。第2節では、PF政権期以降の新憲法制定、ならびに憲法修正の動態と政党体制の変容と2021年選挙での政権交代についての検討を行う。その上で、第3節では、ザンビアにおける制度化されない政党体制と新憲法制定の道具化の関連についての考察を行う。そして最後に、ザンビアの経験が示唆する研究課題を提示する。

1 MMD政権期の憲法修正と政党体制の変容

1-1. 1991年憲法制定と1996年憲法修正

1991年に実施された選挙で、1973年以来のUNIPによる一党体制にかわり、MMD政権が誕生して以来、ザンビアでは幾度も新憲法制定のための委員会が設立されてきた。実は、MMD政権が誕生する上での制度的な根拠ともなった1991年の憲法制定に向けた段階でも、カウンダ（Kenneth Kaunda）大統領（当時）は、1990年10月8日に法学者のムヴァンガ（Mphanza Patrick Mvunga）を委員長とする憲法委員会を設置し、この委員会でもさまざまな提言が行われた経緯があった（RoZ 1991）。こうした手続きのもとで制定された1991年憲法²⁾の内容は、第3共和制以降に向けた政治論争における重要なイシューとして認識されていた。結果的にはこの新憲法自体、キリスト教会等の仲介のもとでUNIPとMMDが厳しい交渉を行った末、1991年7月ようやく合意され、ザンビアにおける第3共和制への移行を決定づけることになった。しかし、現在に至るまで

2) 1991年制定の憲法は、実質的には1973年憲法を修正して制定されたものではあるが、形式的には1973年憲法を廃止して制定されていることから、新憲法の制定と評価されている。

論点になり続けている大統領権限の縮小などの点においては、以下でも触れるように、MMDを中心とした当時の野党勢力にとっては不満が残る内容であった。

上記の1991年の政治論争時には、野党であったMMDは新憲法に大統領権限の縮小と国会権限の強化を含めることを主張していたが、与党UNIPとカウンダがそうした変更を加えることに強く抵抗したため、一党体制下での憲法規定がそのまま残される結果となった。こうした課題を引き継ぐかたちで、MMD政権のもと、改めて1991年憲法を見直す作業が行われることになり、1993年12月9日にムワナカトウェ (John Mwanakatwe) を委員長とした憲法再検討委員会が設立された (Mphaisha 1996)。この委員会は、国内各地で公聴会を行い、広い方面からの意見を聴取したほか、北欧の憲法を参考にするための調査を行った。ムワナカトウェ委員会での検討結果として、1995年6月に報告書と憲法草案が提出され、政府に答申された。しかし、この答申が新憲法の策定に関しては制憲議会を開催し、採択は国民投票の手続きをとることを勧告していたにもかかわらず、MMD政権はこれを棄却した。そして、国民とのあいだになんらの討論の場をもつことのないまま、議会の3分の2の多数を占める状況を利用して、1996年に憲法修正法 (Constitutional Amendment Act of 1996) を制定し、国民投票を行わなくとも安定多数を有する通常国会での憲法修正を可能とする道を開いたのである。1996年の総選挙では、カウンダ前大統領が出馬できなくなるように大統領候補に必要な市民権条項を操作する憲法の条文を修正するなどの動きがあり、UNIPをはじめとした野党は選挙をボイコットしたため、MMDは政権を維持することになったが、当時のザンビアの政治体制には批判的な評価が向けられた (遠藤 2005)。

1-2. 「三選論争」

その次の第3共和制下での第3回目の大統領・国会選挙は、地方選挙と同時に2001年12月末に実施された。この選挙に至る過程において、1996年の選挙と同様、憲法修正にかかわる大きな争点が浮上した。それは、他のアフリカ諸国でも問題となってきた三選を禁止した規定を廃止し、大統領の三選を認めるか否かという論点であった (いわゆる「三選論争 (Third Term Debate)」である) (Posner and Young 2018)。ザンビアの場合、2001年の総選挙をにらんで起こったのは、

憲法35条2項の規定を見直しチルバ大統領の三選出馬の道を開くか否かという問題であった。

この問題については、筆者も含めすでにさまざまに憲法修正問題を中心に活発な活動を展開してきたザンビアの「市民社会」組織の連合体であるオアシス・フォーラム (Oasis Forum)³⁾ の活動について議論されているので (遠藤 2005)⁴⁾、ここではあえて詳細は省くが、3分の1を超える約90名の国会議員が憲法修正に反対する請願書に署名をしたため、国会で憲法修正に必要な票を集めることが現実的に困難になった。この事態を受け、チルバ自身がテレビ演説で、2期で大統領を辞する旨を明言したため、ザンビアでの「三選論争」には終止符が打たれ、結果的に三選を認める憲法修正が行われるには至らなかった。

次項で改めて触れるが、この「三選論争」の過程で、MMD が分裂するかたちで新たな政党が形成され、後のMMDの衰退のはじまりともなった。ザンビアにおける政党体制が制度化されない事象を如実に示す動きであった。ここには、2001年選挙のMMDの大統領候補者に法律家のムワナワサ (Levi Mwanawasa) が選ばれたことがかかっている。なお、「はじめに」で引用したなかに出てくる「現大統領」(当時) は、2001年の大統領選挙で当選したムワナワサを指しており、法律家のムワナワサのもとでの新憲法制定の可能性にかすかに期待を寄せる部分にもじませる当時の評価を含むものであった。

3) オアシス・フォーラムは、以下の経緯で発足し、憲法にかかわる問題領域において活動してきたNGOネットワークである (遠藤 2005)。ザンビアにおいて一定の政治的影響力をもってきたキリスト教会の3団体であるカトリック系のザンビア・エписコパル会議 (Zambia Episcopal Conference, ZEC)、プロテスタント系のクリスチャン・カウンスル・オブ・ザンビア (Christian Council of Zambia, CCZ)、福音派のエバンジェリカル・フェローシップ・オブ・ザンビア (Evangelical Fellowship of Zambia, EFZ) に加え、ザンビア法律家協会 (Law Association of Zambia, LAZ)、女性NGOのネットワーク組織であるNGO調整委員会 (NGO Coordinating Committee, NGOCC) が2001年2月21日に首都ルサカで、「三選論争」に関する会合をはじめて開催した。この会合が、「オアシス・レストラン」という飲食店で開かれたことにちなみ、これらのグループとその活動はオアシス・フォーラム (Oasis Forum) と呼ばれるようになった。「三選論争」以降も憲法にかかわる問題では、政府と一定の緊張関係をもちながら活動を展開してきた。

4) なお、Sishuwa(2020b) では、この問題について新たな観点からの評価が行われている。

1-3. 「三選論争」後の政党体制の変容と安定化戦略

以下の点は、遠藤（2005）でも検討したが、確認しておきたい。「三選論争」の過程で、MMD が分裂して形成された新たな政党は以下のようなものであった。

2001年3月に中央州の主要都市カブウェ（Kabwe）で開催されたMMDの党大会では、「三選」を支持する党員のみが参加を許されるという異常事態が生じた。この折に副総裁選でカヴィンデレ（Enock Kavindele）に敗れたP・テンボ（Paul Tembo）は、1996年の憲法修正の際に閣僚を辞任していたズーカス（Simon Zukus）と前副大統領のC・テンボ（General Christon Tembo）が創設していた新党民主主義と開発のためのフォーラム（Forum for Democracy and Development: FDD）に合流した。FDDは、法の支配の遵守と新憲法制定を掲げたほか、MMD 政権下で行われていた不正を明らかにするための委員会設立を訴えた。また、MMD の副総裁を歴任したミヤンダ（Brigadier General Godfrey Miyanda）は自ら遺産党（Heritage Party: HP）を創設し、新たに村を核にした、自発的で持続可能な共同体の形成を訴えるなど、MMD の主要なメンバーが次々に離党し、新党設立の動きが加速化することになった。また、10月にはMMD の幹事長であったサタが、2001年選挙のMMD 大統領候補者にムワナワサが選ばれたことに異を唱えてその職を辞し、PFを設立した。

1998年には、アングロ・アメリカン社のザンビア法人の常務取締役（managing director）であったマゾカ（Anderson Mazoka）のもとでUPNDが新たに結党され、2001年選挙においてMMDの最大のライバル政党となった。マゾカによる新党形成の背景にも、MMD 内の政治的確執が指摘された。その設立以降、UPNDは、複数の補欠選挙で勝利を収めたものの、当初からその支持層がマゾカの出身地との関係で南部・西部に偏っていたことから、地域性や民族性を有しているのではないかとの見方も当時は広く示された（EISA 2001）。

このように、2001年の選挙に至る過程では、多くの政党は与党MMDの有力政治家がそれぞれなんらかの理由で分裂するかたちで形成され、乱立状況に至った。また、2001年9月の時点で浮上してきた野党間での選挙協力（野党が協力して各選挙区において与党に対抗する候補者を一本化する）構想に関しても、それぞれの野党の代表が、自ら一本化された大統領候補者になるという条件のもとでしか

その構想を受け入れようとはしなかったことにも反映されており、政党形成にかかわる政治家の思惑が垣間みられる結果となった。

結果的に、2001年選挙では、大統領選挙ではMMDのムワナワサが全体の29.2パーセントの票を獲得して当選を果たしたものの、次点のUPNDマゾカが得た27.2パーセントとは僅差だったほか、国会議員選挙では、150議席中、MMDが69議席、UPNDが49議席となり、大統領指名枠の非選出議員8名を加えても与党MMDの議員数は単独で憲法修正に必要な過半数には届かなかった。こうしたことから後に、ザンビアは不安定な競争的権威主義 (Unstable Competitive Authoritarianism) の一事例とも評価されることにつながった (Levitky and Way 2010)。この後、ムワナワサ政権は、内閣改造のたびに、野党のメンバーを閣僚に登用するかたちで野党間の協力の切り崩しと政権の安定を確保する策をとるようになった。2003年5月28日に行われた内閣改造では、副大統領、情報相、財務相を解任し、前政権を担っていたUNIPを含むMMD以外の3つの政党から9名の閣僚に登用しているが、こうした「取り込み (cooptation)」の手法は、以下でも触れるように2011年選挙で勝利したPFにも基本的に「継承」されることになった。また、2001年議会選挙で過半数をとることができなかった国会においても2002年8月と9月の補欠選挙での勝利の結果、7名増の84名となり過半数を実現した一方で、野党第1党のUPNDはその数を減らした。

なお、後述するが、その後2006年選挙では、ムワナワサ大統領が再選されたが、このときにはPFの大統領候補者であった (キング・コブラとも呼ばれた) サタの排中国言説を用いた選挙活動が行われ、都市部 (とくにコッパーベルト州) での一定の支持 (得票率29パーセント) を獲得するなどしたことで話題となった。2008年7月には、再選されたムワナワサ大統領が急逝したことを受けて10月に大統領の補欠選挙が実施された。この際には、PFのサタは方針転換をしており、一転して中国の投資家を基本的に歓迎する姿勢を示すかたちとなった。しかし、この補欠選挙ではムワナワサ政権下で副大統領であったMMDのバンダ (Rupiah Banda) が勝利している。

1-4. ムンゴンバ委員会と全国憲法会議

ムワナワサ政権期に戻ると、2003年4月19日にムワナワサ大統領によって新たに任命された42名から構成される憲法再検討委員会（Constitutional Review Commission: CRC）（通称ムンゴンバ（Wila Mung'omba）委員会）が中心となり、同年8月に憲法再検討の作業がはじまった。この委員会で検討された結果は、2005年12月29日に900ページを超える（新憲法草案を含む）報告書としてとりまとめられて提出された（RoZ 2005）。ここでとりまとめられた草案のなかには、以下でも扱う2016年のザンビア憲法修正法（Constitution of Zambia Amendment Act: 以下、2016年修正憲法）の際に採用された、大統領選挙に際して副大統領候補を事前に選任することや、大統領選挙における当選要件が最大の得票数を得ることではなく、投票総数の過半数を超えることなどが含まれていた。ムワナワサ大統領は当初こうした条項に対しては、これまでの当選で獲得した得票率を勘案するとザンビアには適当ではないという姿勢を示した（Sishuwa 2020a, 22）。こうした姿勢に示されるように、ムワナワサ政権下での新憲法制定過程は、政治的な思惑と連動していることが明らかになった。

また、このCRCに対しては、委員の任命権を含め大統領の影響力が大きすぎることに関し、その政治性が当初から懸念されていた。当時の有力野党であったUPNDの幹事長を含む2名の議員がCRCの委員に任命され、就任したことを受けてUPNDはその2名の党籍を剥奪した。ザンビアでは党籍を失った時点で国会議員の資格を失う憲法規定（第71条2項）があるため、この2名の選挙区において補欠選挙が実施されることになり、この2名は新たにMMDに党籍を変更して出馬して勝利し、政党別の国会議員構成が変化し、ムワナワサ政権下で与党多数派が実現することにもつながった。ただし、2006年選挙が近づくにつれ、ムワナワサ大統領は、大統領当選条件の変更などに対しては、2006年選挙後に、より時間をかけ民意を反映させるかたちで検討する姿勢を示した（Sishuwa 2020a, 22）。

ムンゴンバ委員会の提出した新憲法草案は、2006年のムワナワサ大統領再選後、2007年に新全国憲法会議法（National Constitutional Conference Act）のもとに設置された全国憲法会議（National Constitutional Conference: NCC）の場で

検討された。この会議は、国会議員、政党代表、NGO、伝統的指導者、法律家などから構成され、ムンゴンバ草案として知られている憲法草案について協議された (Hinfelaar, Kaaba and Wahman 2021, 67)。しかし、2007年6月には、ムワナワサ大統領が「市民社会」を代表していたオアシス・フォーラムの議長に対して、「ザンビア人は憲法を食べることはできない」と発言し、2011年選挙に向けた政治過程において新憲法を採択する手続きを急ぐことはない姿勢を示した (Sishuwa 2020a, 11)。こうした姿勢に対し、NCCを構成する一部勢力であったオアシス・フォーラムは、2007年9月に新憲法制定過程から撤退した (Sishuwa 2020a, 23)。この後、ムワナワサ大統領死去後の2008年補欠選挙で当選し大統領に就任したバンダも、新憲法制定に関してはムワナワサの姿勢を基本的には踏襲し、新憲法制定よりもサービス提供に優先順位をおく姿勢を示した。

しかし、ここでのMMD政権の新憲法制定に対する消極的な姿勢が、2011年の総選挙における政権交代でのサタの選挙戦略に影響を与えたことを、シシウワは指摘している (Sishuwa 2020a, 11)。NCCに対しても、PF、とくにサタは年齢制限と学歴条項を入れることにより、サタが2011年の選挙に出馬できなくなることに不満をもっていたほか、「市民社会」組織もNCCの構成などに不満を有していた (Hinfelaar, Kaaba and Wahman 2021, 68)。こうした動きを捉えて、サタは2011年の選挙で勝利し、大統領に就任した暁には、90日間のあいだに新憲法制定を実施することを選挙公約とし、オアシス・フォーラムなどの支持を得る選挙戦略に打って出たのである。これは、2006年と2008年の2度の選挙において、特定の地域的な支持や都市労働者を支持基盤とするだけでは大統領選で勝利することが困難であることをふまえてのものであったとされる (Sishuwa 2020a, 22)。

既述のようにオアシス・フォーラムが新憲法制定過程から撤退したことは、NCCの構成がMMD政権寄りとなる結果を生んだことから、サタは、オアシス・フォーラムとの連携を強めることに加え、MMD主導で進めようとするかたちに変更された新憲法制定過程を阻止する姿勢を示したのである。この間UPNDは、継続してNCCの活動に参画していたものの、サタを中心としたPFは、NCCにおける検討過程に批判的な立場を打ち出した (Sishuwa 2020a, 23)。

この段階で、オアシス・フォーラムは、後に2016年修正憲法では採用される

ことになった大統領選挙における当選要件として、最大の得票数を得ることではなく、投票総数の過半数を超える（50パーセントプラス1）とする条項の導入を強く求めていた。しかし、この段階では、MMD政権がこの条項導入をしない姿勢を示したことに、PFも批判的な姿勢を共有する動きを示した。結果的には、2011年3月29日に憲法草案の採択にかかる国会議決が行われたものの、158票中106票（3分の2）の賛成票の獲得はならず⁵⁾、採択には至らなかった。このときPFは反対票を投じた。こうした政治的な思惑を含む政治過程が展開した結果、MMD政権での新憲法制定過程においては、成果を上げることはならなかった。

2

PF 政権期以降の新憲法制定・憲法修正の 動態と政党体制の変容・政権交代

2-1. 2011年選挙と2015年大統領補欠選挙

2011年選挙では、2006年と2008年では敗れたPFのサタが大統領に当選した。2006年選挙の際には、既述のように排中国言説を用いた選挙活動はザンビアの文脈において極めて敵対色が強いアイデンティティーの動員をはかることから「ポピュリスト」とも評価される政治手法として知られることになったが(Larmer and Fraser 2007)、2008年選挙の頃にはその傾向は後退したと考えられている(Fraser 2017)。加えて、前節で述べたように、2011年選挙に向けては、選挙戦略を大きく変更していた。ただし、議会選挙では過半数の議席を獲得できなかったことから、サタは新政権下で、ムワナワサ政権下のMMDが実施したような手法を用いた野党の切り崩しを行った。具体的には、僅差で議席をとることができなかった50の選挙区での申し立て(electoral petitions)を実施したほか、13名の(MMDを含む)野党議員を党籍はそのままのかたちで大臣、あるいは副大臣に登用したのである⁶⁾。これらの手法は与党が議会を多数派に「製造(manufacture)」する策として、ザンビアでは継続して用いられてきたものである。この手法は結

5) このとき与党MMDの議席数は87（指名議席8を含む）で、野党から19名の賛成票が必要とされていた。

6) こうした手法の結果、2013年5月までには、PFの議席は、71議席にまで増えた(Beardsworth 2020, 45)。

果的に野党の弱体化を生むことになり、前与党のMMDは主要メンバーが抜けたことから、急速に衰退することになった (Hinfelaar, Rakner, and van de Walle 2023, 193)。

その後、サタは任期中の2014年10月28日に逝去したため、翌2015年1月20日に行われた大統領の補欠選挙までは、副大統領のスコット (Guy Scott) が大統領を代行した。補欠選挙までの期間は、サタの後任選出をめぐるPF内の軋轢が高まる状況となった。PFの候補者選任のプロセスは、通商副大臣のサンパ (Miles Sampa) と当時の防衛大臣でありPFの幹事長でもあったルングがそれぞれに選任のための党大会を開催するなど緊張した過程となったが、両派の対立は最終的に裁判所での判決を受けて、党首としてのルングの正当性が確認された (Siachiwena 2020, 104)。

この過程で、PF政権は、法的専制化 (legal autocratization)⁷⁾ と呼ばれる対応をとり、ザンビアの民主体制のさらなる後退に拍車をかける動きを呈した。2011年以降のPF政権下の専制化については、すでにシシュワらが議論していることもあり深くは立ち入らないが、たとえば、メディアの規制では1991年に創刊された有力な独立系新聞であったポスト紙 (The Post) が、最終的に廃刊に追い込まれる事態が発生した (Hinfelaar et al. 2023, 7-8)。背景としては、サタの後継者争いに関する報道をめぐるPF政権とポスト紙が緊張関係に陥ったことを受け、最終的にはザンビア歳入庁 (Zambia Revenue Authority) が、所得税法 (Income Tax Act) に基づく税の不払いをめぐる最高裁判決をふまえて、2016年6月にポスト紙の財産の差押えを執行した結果であった。

また、植民地期に制定された公共秩序法 (Public Order Act: POA) を用いたザンビアの「市民社会」組織の活動制限が行われた (Hinfelaar et al. 2023, 8-9)。さらに2012年3月には、結社法 (Societies Act) を用い、団体登録局 (Registrar of Societies) が、1993年以降7万5000米ドル相当の登録費の未納を理由として野党MMDの登録を抹消するなど、野党の弱体化ともいえる政策を実施した。MMDは2011年選挙で55議席を有していたが、MMDの登録抹消により、これ

7) 専制化は、現政権による、情報へのアクセスの権利、さまざまな政治参加の機会、ならびに反対勢力の諸権利の制限を、極めて断片的、かつ漸次的に実施することを特徴としている (Bermeo 2016)。

らの議席については補欠選挙の必要が取り沙汰された。ただし、高等裁判所はPF政権の政策については、行き過ぎがあり料金を科すことが妥当という判断を示した。しかし、時期的にはすでにバンダが党首を辞任して、MMDの党勢が衰退していた上に (Hinfelaar et al. 2023, 10)、既述のようにPF政権における野党議員の大臣、副大臣への登用が行われていた時期にも重なっていたこともあり、さらなる党勢の衰退は避けられなかった。これらの戦術は法的闘争 (lawfare: ローフェア) とも呼ばれるものであり、法律を遵守するように装うことを通じた政権与党の統治体制安定化というかたちでの専制化を進める手法である (Hinfelaar, Rakner and van de Walle 2023, 189-94)。

補欠選挙をめぐる過程でも、野党勢力に大きな変化が生じていた。MMDは3派に分裂し、党首選での混乱もみられ、党勢をさらに大きく失う結果となった。そのかわりに野党として再び台頭したのが、ザンビアで有数のビジネスマンでもあったヒチレマ率いるUPNDであった。2015年1月20日の大統領の補欠選挙では、ルング (49パーセント) とヒチレマ (47パーセント) 2人の候補だけで、投票総数の96パーセントを占め、他の政党の候補者は、MMDの候補者を含め1パーセントの得票すら得ることができなかった (Siachiwena 2020, 104)。ルングとヒチレマの得票数差は、わずか2万8千票であった。

2-2. 2016年選挙とルング政権下の法的専制化

2016年の総選挙 (8月11日実施) においても、与野党の対立の図式は2015年の補欠選挙を引き継ぐかたちであった。既述のように、この選挙では、2015年選挙とは異なり、次項で扱う2016年修正憲法のもとで行われたことから、得票率が過半数を上回ることが当選の条件となった。選挙結果の概要を記すと、2015年選挙に比べ、投票率が32パーセントから57パーセントに上がり、200万票ほど投票総数が増加した。ルングの得票率は50.35パーセント (186万877票) で、ヒチレマの得票率が47.63パーセント (176万347票) であったことから、過半数の得票を得るという条件を満たしたルングが僅差ながら当選を果たした。なお、2015年の補欠選挙と比較すると、ルングが多数を獲得した州 (province) は、コッパーベルト州、東部州、ルアプラ州、ルサカ州、ムチンガ州、北部州、ヒチレマが多数を獲得したのが、中央州、北西州、南部州、西部州で、結果的に

は2015年と同じ結果であった。また、国会議員選挙では、地区 (district) の境界の変更に伴い、全体で156議席のうち、PFが80議席、UPNDが58議席、無所属が14議席、MMDが3議席、FDDが1議席という結果であった。とくにMMDは2011年選挙で獲得していた55議席から、3議席にまで議席を減らす結果となり、その凋落ぶりが顕著に示された (Siachiwena 2020, 108-10)。しかも、ここで成立したルング大統領下のPF政権の閣僚30名のなかで、少なくとも9名はかつてMMDと関係のあった人物であった (Hinfelaar et al. 2023, 6)。

ここでのルング政権は、以下でみるような憲法修正の動きのなかにおいて憲法修正法第10号 (通称Bill 10) 導入の試みにも顕在化していたように、さまざまな法律修正などを用いた専制化がその特徴であったと評価されてきた (Hinfelaar et al. 2023)。2017年4月には、同じイベントに車で向かっていたヒチレマの護送隊が、ルング大統領の自動車パレードを妨害し、これが大統領権限を強奪することを目的とし、ザンビア大統領の死や大けがを招きかねない危険な行為だったとして、植民地時代に制定された刑法 (Penal Code) に基づき、警察がヒチレマを逮捕・勾留するという事態に発展した。この事態には国内外から批判が寄せられ、各種の仲介が行われた。最終的には英連邦の書記長であるスコットランド (Patricia Scotland) とキリスト教会の司教団が率いる現地の勢力が仲介した後、ザンビアの検事総長 (Director of Public Prosecutions: DPP) が、この件を継続審査しないことを決定し、勾留から4カ月を経た8月にヒチレマは釈放された (Sishuwa 2017)。この一連の過程には、ヒチレマの逮捕は警察が刑法に基づいて「独立」した判断のもとで行ったことであり、DPPは憲法規定に基づき、継続審査しないことを「独立」に判断したという、法的な判断のもとで進められたという様相が示されている。しかし、こうした動きは、とくにヒチレマの逮捕・勾留の案件は、PF政権、とくにルング政権下での法律を用いた専制化の兆候を如実に示しているという見方が示されている (Hinfelaar et al. 2023, 11)。

2-3. PF政権のもとでの新憲法制定・憲法修正の動き

サタ大統領のもとで、90日間のあいだに新憲法制定を進める姿勢を明確に示す選挙公約を背景に2011年に発足したPF政権下では新憲法制定を検討する20名から構成された専門委員会 (Technical Committee: TC) が設置された。新憲

法制定自体は、選挙の争点ともなるなど重要視されてはきたものの、大統領を中心とした執政府主導で行われるなどPFが批判したMMD政権下での手続きと類似していたことに加え (Hinfelaar, Kaaba and Wahman 2021, 69), ここでも制定過程が極めて党派的な利益の影響を強く受けてきたという評価がなされてきた (Ndulo and Beyani 2012)。サタ自身は、TCを「人民主導の憲法 (people driven constitution)」を策定するための委員会と位置づけ、TCは2011年12月に審議を開始し、2012年4月には最初の憲法草案を起草した。この草案に関しては40日間にわたるパブリック・コメントの期間が設けられたほか、全国での公聴会が実施され、2013年4月に全国会議 (National Convention: NC) での審議が行われ、TCのもとでの最終の憲法草案がとりまとめられた (Hinfelaar, Kaaba and Wahman 2021, 69)。

しかし、NCの直後から、90日間のあいだに新憲法制定を進めるという公約に反する状態になったことに加え、新憲法制定過程を進める意図がないことが明らかになったと考えられている。制定そのものではなく、新憲法草案における個別の条項に対する批判を行う動きがみられるようになったのである。加えて、サタ自身は、2014年1月8日に、新憲法制定過程が政府を「侮辱し困惑させる」勢力に乗っ取られたとする声明を出すまでに及んだ。これに対して、TCも激しく反論するなど、新憲法制定過程は再び暗礁に乗り上げる結果となった (Hinfelaar, Kaaba and Wahman 2021, 69)。

その後、既述のように、任期途中の2014年10月28日にサタは逝去し、2015年1月20日に大統領補欠選挙が行われ、PFのルングが大統領に当選したものの、制定過程は一時停止を余儀なくされた。しかし、ルングは2016年選挙での政権維持をにらみ、憲法修正過程を進める動きを示した。ここでは、憲法草案のうち人権にかかわる権利章典 (Bill of Rights) とその他を分割し、人権にかかわる法案は翌2016年の選挙の際の国民投票に付し、TCのもとで策定された草案を自らに有利なかたちに修正した案を国会で審議するという従来と同様に、大統領を中心とした執政府主導で、国会に対して執政府の優位性を実現する修正手続きがとられた (Hinfelaar, Kaaba and Wahman 2021, 70-1)。

2016年修正憲法は1月5日のルング大統領の署名により成立し、内容面においては、ザンビアの複数政党制下での選挙の実施に一定の影響を与える改革が導

入された。執政府にとって一定の不都合が生じる改革として指摘されるのが以下の条項である (Hinfelaar, Kaaba and Wahman 2021, 71)。第1に大統領選挙に際して副大統領候補を事前に選任すること (第110条)、第2に大統領選挙における当選要件が、最大の得票数を得ることではなく、投票総数の過半数を超えること (50パーセントプラス1) に変更されたこと (第47条) である。これ以外にも、憲法裁判所が導入された (第121条) 一方で、副大臣ポストが廃止された。第1と第2の修正である、副大統領候補の事前選任と当選要件として投票総数の過半数を超えることが導入された背景として、2期続けて現職大統領が任期途中で逝去したことに伴う、莫大な費用を伴う補欠選挙の実施が必要となったことなどが指摘されてきた (Siachiwena 2020, 109)。

しかし、執政府主導の修正手続きにも反映されていたとおり、2016年修正憲法によって、これまで新憲法制定において重視されてきた大統領権限が縮小されたかに関しては、残念ながら否定的な見解が示されている。たとえば、新たに設置が決まった憲法裁判所の裁判官を含むすべての裁判官の任命は、大統領が行う (第140条) ほか、DPP (第180条) などを含む高位の行政官の任命も大統領が行うことになった。加えて、大統領は新省庁の設置や新規の地方行政区の設置権限も有することになった (第92条)。さらに、国会が立法機能を十分に果たすことができている場合には、国会の解散権限を大統領に認めている (第81条第4項)。こうした点に鑑みて、2016年修正憲法は従来よりも大統領権限を強化し、結果的に大統領個人とそこで形成された連合のあり方が、統治や政治体制の性格を大きく規定することにつながったとする評価がなされている (Hinfelaar, Rakner and van de Walle 2023, 190)。こうした草案の一部修正などの手続きを経て国会内でのコンセンサスを実現して採択につながったが、同時にこの過程は、次に触れるBill 10を準備する政治過程という側面も有した (Kalala 2021)。

2016年修正憲法自体は一部興味深い内容を含んではいるものの、その過程は大統領を中心とした執政府主導であるという点と、国民投票ではなく、国会での審議と大統領の署名によるものであった点に加えて、2016年修正憲法草案自体も稚拙であることに対し、憲法学者からはその内容面も含め大きな批判が寄せられた (Ndulo 2016)。

2-4. Bill 10と専制化への懸念

さらに、2016年選挙後には、2016年修正憲法をさらに修正しようとする動きが表面化することになる。それが2019年の与党PFによる、2016年修正憲法の「欠陥の是正」を口実とした修正法案の提出である。この修正法案は、Bill 10と呼ばれる問題として議論されてきた。ザンビア出身の法学者であり、2016年修正憲法に対しても批判的な評価を行ったンドロ (Muna Ndulo) は、この修正案をさまざまな角度から検討し、その問題点を指摘しているが (Ndulo 2020)、Bill 10は国会による大統領に対するチェック機能を大きく損なう内容を含むものであり、執政府のさらなる優位性を実現することにより、「憲法で正当化された独裁体制 (Constitutional Dictatorship)」をつくることにつながりかねない法案であることに警鐘を鳴らした。また、この修正は、2021年に予定されていた総選挙において与党PFが有利に選挙戦を戦うねらいがあったとされていた。その意味では、Bill 10は極めて強い政治的な動機に裏づけられた法案であった。

ンドロが指摘しているなかでも、極めて奇妙な条項に「連合政権 (Coalition Government)」にかかわるものが含まれている。これは、ザンビアにおける憲法制定にかかわる課題とも関連するポイントと思われるので、ここで触れておきたい。この条項は、大統領選挙において、「最も多くの票を獲得した候補者は、大統領選挙の結果の選挙管理官 (Returning Officer of the Presidential Election Results) による宣言から14日以内に、その大統領候補と連立政権を形成する優先候補者の合計票が投じられた有効投票の50パーセントを超える得票を得ている場合を除き、最初の投票に参加した大統領候補と交渉して連立政権を形成するものとする」というものである。これについて、ンドロは、このような条項は世界のどこの国の法律にも存在していないと指摘しているほか、副大統領候補との関係がまったく考慮されておらず、得票状況で、最多得票数を得た候補者が他の大統領候補者を「副大統領」とすることができる規定ともなっていると指摘する (Ndulo 2020, 41)。これは、2016年修正憲法における制度の主旨にもとるものであり、執政府のトップレベルでの「取り込み」の道を開く恣意的な条項とも解釈できる。既述のようにここに表面化しているBill 10のアジェンダそのものは、サタ政権下のTCでの議論の過程で表れてきていたとする指摘もある (Kalala

2021)。

最終的にBill 10は、2020年12月に行われた国会において採択に必要とされる有効得票総数の3分の2に届かなかったことから否決され、インドラザンビアにかかわる法学者たちが懸念していた「憲法で正当化された独裁体制」がザンビアに誕生するまでには至らなかった。その意味では、ザンビアにおいてはかろうじて執政府に対する抑制機能を有しているという評価 (Hinfelaar et al. 2023, 12) は適切なものともいえる。

2-5. UPND政権の誕生——2021年選挙と現在——

本節でみてきたようなPF政権下での法律を用いた専制化の動きを背景とし、同時にコロナ禍の2020年11月に債務不履行に陥るなど経済政策における諸問題を抱えるなかで行われた2021年選挙(8月12日実施)は、予想を覆すかたちでUPNDのヒチレマが、59.02パーセントの得票率を得て、ルングに20ポイントの大差をつけて大統領に当選した。当初、UPNDは南部州や西部州のみに支持をもつ地域政党としてのみ評価されてきた面もあったが、2011年選挙での敗北、そしてUPNDは、とくに2015年に党勢の衰退が顕著になったMMDの党組織の一部と統合するなどの動きを経て (Siachiwena 2021, 51)、ザンビア各地のエリートを包摂するモデルを構築することで、全国で一定の支持を得られる政党として変化してきた (Beardsworth 2020)。

とくに、マゾカから党首を引き継いだヒチレマは、3億米ドルを超える資産をもつ裕福なビジネスマンであり、国内にビジネスネットワークを有していたことから、長期にわたる政治キャンペーン活動を可能とする条件に加え、さまざまな助言を得る環境があったと考えられる。2021年の選挙キャンペーンにおいても、3機のヘリコプターを用いた選挙活動を実施できたことから、国内各地で効果的に遊説することができたとされる (Resnick 2022, 74)。とくにビジネス経験などを活用し、経済政策での政策実現能力に加え、失業問題に直面している若い世代の有権者にも有効にその訴えを届ける手法にも長けていたとみられている (Resnick 2022, 74)。

ただし、野党時代には一定の新憲法制定に向けた関与を示してきたUPND政権下では、新憲法制定に向けた具体的な取り組みの動きは明確にはみられておら

ず、現状ではBill 10が否決され、「憲法で正当化された独裁体制」の手前にとどまっている状況に大きな変化はみられていないと考えられる。UPND政権のもとでは、2020年にデフォルトを経験したことを受け、最優先課題が債務問題や経済再建にあることが、その理由となっている可能性はある。

3 考察 —— 制度化されない政党体制と新憲法制定の道具化 ——

3-1. 乱立し、個人化する政党

2001年選挙の際にMMDから分裂した政治家たちが新たにFDD, HP, PFといった政党を設立したものの、2001年選挙における政党間の差異を、イデオロギーに基づく分極化と政策の相違の観点に立って政策綱領（マニフェスト）を点検する作業を行ったラクナーらの研究では、政党間に実質的な相違を確認することはできず、それが後に本章でも改めて検討するように、政党間の移動（党籍変更）や新党設立を容易にしていることと、政党政治が制度化されていないことが結論づけられている（Rakner and Svåsand 2004）。

それ以降の選挙の評価をもとにした研究においても、本章でもその経緯をこれまでみてきたように、とりわけUNIP解党以降のザンビアにおける政党は極めて表面的で、個人化していることをその特徴としてとして挙げている（Rakner 2011; Hinfelaar, Kaaba and Wahman 2021）。加えて次にみるように、ザンビアにおいては党籍変更が常態化しており、これが示しているのは候補者が特定の政策指向やイデオロギーとは無縁のかたちで選挙活動を行っているという状況である（Hern 2020）。

ザンビアにおける政党体制の特徴について、MMDの形成過程についてネットワーク論をとおして検討したピンクニーは、1991年10月の15カ月前に反UNIPを掲げる勢力によって設立されたMMDは、「市民社会」組織のメンバー、親民主主義派勢力、UNIPを離党した政治家などから構成される「寄り合い所帯」であり、組織や歴史的正当性、そして整合的な綱領を有する政党ではそもそもなかったことを明らかにしている（Pinckney 2023）。したがって、2001年の「三選論争」までは、チルバ大統領のもとで一定のまとまりを有していたものの、その

後継問題をめぐり、MMDの主要政治家が離党し新たな政党を結成する状況が繰り返されているのである。それが次にみる選挙実施時における党籍変更という現象に現れている。大統領経験者に限っても、サタは元々 UNIP の党員から政治家のキャリアをはじめているほか、ルングも 1990 年代後半に UPND でそのキャリアをスタートしている (Hinfelaar et al. 2023, 6)。

3-2. 党籍変更とその影響

ザンビアにおける政党の問題としての政党帰属と党籍変更を体系的に研究したアリオラらの研究では、2001 年以降の選挙において選挙運動にかかる費用の調達といった誘因 (valence) が、政党としてのイデオロギー以上に政党帰属の規定要因となる傾向が強くなったことが指摘される。選挙に際してのザンビアにおける党籍変更は、1996 年選挙時では 147 名中 2 名、2001 年選挙時には 149 名中 27 名であった。その後 PF と UPND が競合する政党となったことから、党籍変更は、これ以降も常態化することになった。2006 年選挙の際には、MMD, PF, UPND の候補者として出馬した候補者 403 名のうち党籍変更は 33 名であった。2016 年選挙では、MMD, PF, UPND の候補者として出馬した候補者 432 名のうち党籍変更は 71 名にまで増加したが、これは既述のように MMD が崩壊し、他の政党への変更の必要が発生したことを受けてのことであった (Arriola et al. 2021, 511)。

ザンビアの各政党における国会議員候補者選定には公式の規則がある。候補者となる上で、地方レベルから全国レベルまでの党組織における面接を経て、最終的には全国レベルの委員会で決定される (Wang and Muriaas 2019)。しかし、より重視されるのは候補者選定にかかわる選考委員への見返り (賄賂) がどの程度となるかによるとされる (Arriola et al. 2021, 511)。そのため、候補者として選定されるためには多くの費用負担が発生し、仮に候補者に選定されたとしてもその選挙活動に対し政党からの助成は基本的に行われないうために、その費用を候補者自身が負担しなければならないという問題が横たわっている。この選挙関連費用の調達が、党籍変更につながる背景となっている。そのため、ザンビアの政治家たちは、その政党の政策指向などではなく、より大きな政党、つまりは与党への所属を希求する。その理由は与党は選挙運動中は、評判や物質的資源を得や

すいことに加え、選挙後も一定の資源へのアクセスが可能となることなどが指摘される。当選した場合にも、支持者たちに国家資源を当選した政治家がクライエントリズムに基づく配分を行う上でも与党に所属するメリットが大きいのである (Arriola et al. 2021, 512)。結果的に政治家のキャリアにおいて2度、あるいは3度の党籍変更につながっている (Hinfelaar et al. 2023, 6)。

このように選挙や選挙後の恩恵 (electoral fortunes) を見据えた党籍変更が頻繁に行われる結果、ザンビアにおいては政党、ならびに政党体制が制度化されない状況が第3共和制のもとで継続的に続いてきている。その結果として、大統領の説明責任を求める国会の「力」が著しく制限されてきたと評価できるのである (Hinfelaar et al. 2023, 6)。

3-3. 道具化される新憲法制定

第3共和制がはじまった1991年段階から、ザンビアにおける新憲法制定・憲法修正の最大の課題は、いかにUNIP一党体制下の第2共和制のもとで確立されていた大統領権限を抑制するののかという点であった。MMD、PFといった第3共和制で政権を担ってきた政党は、政権を担う前の野党段階での公約においては、大統領権限を制限する新憲法制定や憲法修正を重要なアジェンダとして提起はしてきた。しかし、いったん政権を握った途端、むしろ憲法修正のアジェンダにおいては大統領権限の強化や任期延長といった権力を維持するかたちでの改革を目指す姿勢を鮮明にしてきた。その意味では、野党が大統領権限を制限する憲法の制定を公約として掲げるのは、それを実現する強い意図を有している (intrinsic) からというよりも、道具的に利用する (instrumental) な目標となっているとみることが妥当な評価といえる (Hinfelaar, Kaaba and Wahman 2021, 78)。

ザンビアにおいて野党が政権をとることに成功したMMDとPF政権のもとでは、大統領の権力は極めて重要な政治資源として認識されることになった。選挙過程における新憲法制定とそこでとくに重視されている大統領権力への制約に向けた憲法修正の約束が反故にされ続けているのも、党籍変更を繰り返し制度化されていない政党体制のもとで、大統領に影響力をもたない議会を維持し、同時に「取り込み」などの手法を駆使し、一定の議席を確保しながら、執政府の意向の実現可能性を高めることが最大の目的となってきたからと考えることができる。

したがって、新憲法制定が今日に至るまで実現されていない課題として残されていることが意味するのは、ザンビアにおける国家の確立と民主主義の実現という1990年代にはじまった「民主化」における期待が影を潜め、「憲法で正当化された独裁体制」をかりうじて封じているという政治的危機とも考えられる。

■ むすびにかえて

本章では、ザンビアにおける新憲法制定・憲法修正の問題と政党体制の関連を考察しながら、その政治体制の現在の評価と新憲法制定が今日に至るまで実現されていないことの意味を検討する作業を行ってきた。

はじめに述べた20年近く前の結論に立ち返ろう。「憲法をめぐる問題が、まさにザンビアの文脈での権力の取り扱いをめぐるものであり、国家の確立という側面を有しつつ、とりわけ民主主義の実現をより実質的に保障する制度的淵源の形成ともなっているためである。現大統領、そして政府が、どのような内容変更を含んだ憲法を、どのような方法、またどのような時間枠組みのもとで採択するのか」。

ここに挙げた課題は、2024年の現在もザンビアにおける民主主義にかかわる重要な問題であり続けている。現在憲法に関する修正や制定の動きがみられないUPND政権下で、なにがしかの動きが出てこないことは排除できないことから、その動き自体が、ザンビアにおける今後の国家や政治体制のあり方を構築する上で考察すべき対象であることはかわらない。ただし、本章でも検討してきたように、2000年代のザンビアの政治過程において新憲法制定・憲法修正は常に政治課題として認識されてきた。しかし、制度化されない政党体制のもとで、憲法修正は大統領の権力強化を目的として行われ、新憲法制定は大統領選挙における選挙戦略として、道具的に利用される特徴を強く有するようになってきた。その結果として、ザンビアの政治体制をめぐっては、1991年当時に期待された英語圏アフリカにおける「民主化の優等生」という評価は姿を消し、「憲法で正当化された独裁体制」に陥らない瀬戸際に立つ体制として評価せざるを得ない特徴を示すようになった。その意味では、ザンビアも、「民主主義の後退」や「専制化」

と評価される政治体制変容の潮流のなかに位置づけて考える必要がある事例ともなっている。

民主主義という「冷戦後」と評価された時代には望ましいとされてきた政治体制のあり方そのものが、アフリカにおいても、そして国際的にもさまざまな挑戦を受けているという現状は、20年前とは大きく異なっている。それは、国内秩序のあり方、国際秩序のあり方そのものが大きく問われている時代の課題として、新たな視座から検討しなければならない可能性をも示している。本書の序論で触れられている「民主化」ともされてきた民主主義への「移行期」という視点の有効性を疑う視点、「移行パラダイム」の終焉 (Sadurski 2020) は、そのひとつの可能性を拓くものであろう。

【参考文献】

〈日本語文献〉

遠藤貢 2005. 「『民主化』から民主化へ? ——『民主化』後ザンビアの政治過程と政治実践をめぐって」『アジア経済』46 (11/12): 10-38.

〈外国語文献〉

- Arriola, Leonardo R., Donghyun Danny Choi, Justin M. Davis, Melanie L. Phillips and Lise Rakner. 2021. "Paying to Party: Candidate Resources and Party Switching in New Democracies." *Party Politics* 28(3): 507-520.
- Banda, T., O. Kaaba, M. Hinfelaar and M. Ndulo, eds. 2020. *Democracy and Electoral Politics in Zambia*. Leiden: Brill.
- Beardsworth, S. 2020. "From a 'Regional Party' to the Gates of State House: The Resurgence of the UPND." in *Democracy and Electoral Politics in Zambia*, edited by T. Banda, O'B. Kaaba, M. Hinfelaar and M. Ndulo, Leiden: Brill, 34-67.
- Bermeo, Nancy 2016, "On Democratic Backsliding." *Journal of Democracy* 27 (1): 5-19.
- EISA 2001. *Election Update Zambia No.1-3*. Johannesburg: Electoral Institute of Southern Africa.
- Fraser, A. 2017. "Post-populism in Zambia: Michael Sata's rise, demise and legacy." *International Political Science Review* 38(4): 456-472.
- Goeke, M. and C. Hartmann 2011. "The regulation of party switching in Africa." *Journal of Contemporary African Studies* 29(3): 263-280.
- Hern, E. 2020. "Preferences without platforms: how voters make choices in Zambia's elections." in *Democracy and Electoral Politics in Zambia*, edited by T. Banda, O'B. Kaaba, M. Hinfelaar and M. Ndulo, Leiden: Brill, 69-93.
- Hinfelaar, Marja, O. Kaaba and M. Wahman 2021. "Electoral Turnovers and the Disappointment of

- Enduring Presidential Power: Constitution Making in Zambia.” *Journal of Eastern African Studies* 15(1): 63-84.
- Hinfelaar, Marja, Lise Rakner and Nicolas van de Walle 2023. “Zambia: Backsliding in a Presidential Regime.” in *Democratic Backsliding in Africa? Autocratization, Resilience, and Contention*, edited by Leonardo R. Arriola, Lise Rakner and Nicolas van de Walle, Cambridge: Cambridge University Press, 187-211.
- Hinfelaar, Marja, Lise Rakner, M. Sishuwa S. and Nicolas van de Walle 2023. “Legal Autocratisation Ahead of the 2021 Zambian Elections.” *Journal of Eastern African Studies* DOI: 10.1080/17531055.2022.2235658.
- Kaaba, O. and C. M. Fombad 2021. “Adjudication of Disputed Presidential Elections in Africa.” in *Democracy, Elections, and Constitutionalism in Africa*, edited by C. M. Fombad and N. Steytler, Oxford: Oxford University Press, 361-400.
- Kalala, Josiah 2021. “The Constitutional Amendment Bill No. 10 of 2019: A Test of Democracy and Constitutionalism in Zambia.” Retrieved from <https://www.commonwealthlawyers.com/africa/the-constitutional-amendment-bill-no-10-of-2019-a-test-of-democracy-and-constitutionalism-in-zambia/>
- Larmer, Miles and A. Fraser 2007. “Of cabbages and King Cobra: Populist politics and Zambia’s 2006 election.” *African Affairs* 106(425): 611-637.
- Levitsky, Steven and Lucan A. Way 2010. *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mphaisha, C. J. J. 1996. “Retreat from Democracy in Post-One Party State in Zambia.” *Journal of Commonwealth and Comparative Politics* 34(2): 65-84.
- Ndulo, Muna 2016. *Zambia’s Unfulfilled Struggle for a New Constitution: Comments on the 2016 Constitution*. Discussion Paper Series, 1, Lusaka: Southern African Institute for Policy and Research (SAIPAR).
- 2020. “Bill 10, if Enacted, Will Install a Constitutional Dictatorship and Undermine Democracy in Zambia.” *Southern African Journal of Policy and Development* 5(1): 30-43.
- Ndulo, Muna and Chaloka Beyani 2012. “As Tedious as a Twice-told Tale: Struggle for a Legitimate and Democratic-Constitution in Zambia.” *South African Institute for Policy and Research Working Paper*, 2013/09.
- Pinckney, Jonathan 2023. “Close but Not Too Close: Opposition Network Strategy and Democratization in Zambia.” *Social Movement Studies* 22(1): 99-121.
- Posner, Daniel N. and Daniel J. Young 2018. “Term Limits: Leadership, Political Competition and the Transfer of Power.” in *Institutions and Democracy in Africa: How the Rules of the Game Shape Political Developments*, edited by Nic Cheeseman, Cambridge: Cambridge University Press.
- Rakner, Lise 2011. “Institutionalizing the Pro-Democracy Movements: The Case of Zambia’s Movement for Multiparty Democracy.” *Democratization* 18 (5): 1106-1124.
- Rakner, Lise and Lars Svåsand 2004. “From Dominant to Competitive Party System: The Zambian Experience 1991-2001.” *Party Politics* 10(1): 49-68.

- Republic of Zambia (RoZ) 1991. *Summary of the recommendations of the constitution Commission of the inquiry together with the Government Reactions to the Recommendations*. Lusaka: Government Printer.
- 2005. *Report of the Constitution Review Commission*. Lusaka: Secretariat Constitution Review Commission.
- Resnick, Danielle 2022. “How Zambia’s Opposition Won.” *Journal of Democracy* 33(1): 70-84.
- Sadurski, Wojciech 2020. “Constitutional democracy in the time of elected authoritarians.” *International Journal of Constitutional Law* 18(2): 324-333.
- Siachiwena, Hangala 2020. “The 2011-2016 Zambian Elections: Incumbency, Turnovers, and Democratic Consolidation.” in *Democracy and Electoral Politics in Zambia*, edited by T. Banda, O’B. Kaaba, M. Hinfelaar and M. Ndulo, Leiden: Brill, 94-115.
- 2021. “A Silent Revolution: Zambia’s 2021 General Election.” *Journal of African Election* 20(2): 32-56.
- Sishuwa S., M. 2017. “The Real Reasons Zambia’s Opposition Leader Was Released from Jail.” *African Arguments*, 19 September 2017. <https://africanarguments.org/2017/09/the-real-reasons-zambia-opposition-leader-was-released-from-jail/> (2023年9月29日閲覧)
- 2020a. “‘Join Me to Get Rid of this President’: The Opposition, Civil Society and Zambia’s 2011 Election.” in *Democracy and Electoral Politics in Zambia*, edited by T. Banda, O’B. Kaaba, M. Hinfelaar and M. Ndulo, Leiden: Brill, 11-33.
- 2020b “Surviving on Borrowed Power: Rethinking the Role of Civil Society in Zambia’s Third-Term Debate.” *Journal of Southern African Studies* 46(3):471-490.
- Wang, V. and R. L. Muriaas 2019. “Candidate Selection and Informal Soft Quotas for Women: Gender Imbalance in Political Recruitment in Zambia.” *Politics, Groups and Identities* 2: 401-411.

©IDE-JETRO 2024

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>



